

# 財政と所得再分配

——租税負担の世帯業態別・所得階層別分布——

林 宜 嗣

## I はじめに

財政とは、政府（国や地方団体など）の行う経済活動である。今日、わが国においては、国民総生産（GNP）の20%弱が政府予算によって購入され、国民総支出の10%強に相当する社会保障移転がある。また、国民所得の約25%が租税で徴収され、これに社会保障の負担を加えると、国民所得の約35%にもなる。このように、国民経済に占める政府活動のウェイトは極めて大きくなっている。

財政をめぐる資金と、その資金を用いて生産された公共財・サービスは、中央政府、地方政府、社会保障基金、家計、企業などの部門間を流れ、その流れを通じておよそ重要な経済問題はいずれも大きな影響を受けている。所得分配も例外ではなく、累進所得税や社会保障給付が分配状態を変化させるのは当然のこととして、公債の利子支払いは受領者の可処分所得を増加させるし、非移転的支出も公共財・サービスの便益を通じて人々の経済的厚生を増加させる。また、消費税は消費財価格の上昇を通じて、人々の実質所得を減少させる。

このように、あらゆる財政上の措置が所得分配に何らかの非中立的影響をもたらすとすれば、その分配効果を個々の財政措置について検討するだけでなく、財政が全体としてどのような分配効果を生み出すかということも予算政策にとって重要な問題である。課税の公平は租税体系全体を通じて確保されるべきであるという主張や、それをさらに進めて、財政支出面を含めた財政活動全体の公平性（fiscal equity）が問われるべきだとする主張があるが、この考えを

## 財政と所得再分配

現実の政策に反映させるためにも、このような全体的な分配効果の検討が是非とも必要になってくる。以上の視点から、筆者は、昭和45年度、52年度についてアグリゲートされた租税負担率および財政支出による受益率を所得階層別に計測した<sup>1)</sup>。

しかしその後、国の財政危機の表面化によって財政再建への取り組みがなされている。さらに、財政制度そのものに変更がなかったとしても、所得の分配状態や家計の消費行動といった、租税負担や財政支出に影響を与える要因が変化しているかもしれない。今回の計測の第1の目的は、過去に行った計測結果を昭和58年度の計測によって補完することである。

また、過去の計測は全世帯についてアグリゲートされたものであることから、各所得階層内における世帯の属性の相違を無視したものであった。佐藤・宮島の「所得階層別という視点は、財政の再分配機能をとらえるうえで唯一最善のものとはいえない。たとえば、世帯を単位とする場合でも、所得階層別という視点のほかに、世帯業態別や世帯主年齢階層別という視点もある<sup>2)</sup>」というコメントも、この点に関連してのものであったと思える。しかし、単に世帯業態別や世帯主年齢階層別視点だけでは、負担や受益の構造とその構造をもたらした要因を的確にとらえることはできないであろう。今回の計測の第2の目的は、世帯を複数の世帯業態に区分した上で、負担と受益の世帯業態別・所得階層別帰着を明らかにすることである。

なお本稿においては、紙面の関係上、租税負担面のみ限定せざるをえず、財政支出による受益面および負担と受益を統合した財政活動全体の公平性については別の機会にゆずりたい。また本稿では、計測方法の記述の重複を避けるために、世帯業態別の計測に関する部分を中心に説明した。したがって、詳しい計測方法については、過去の論文をあわせて参照されたい。

- 1) 拙稿「所得階層別租税負担分布に関する実証分析」『経済学論究』第34巻、第3号、昭和55年10月、——「財政支出による受益の所得階層別分布」『経済学論究』第34巻、第4号、昭和55年2月。
- 2) 佐藤進・宮島洋『財政』東洋経済新報社、昭和58年、62頁。

## Ⅱ 基本的なフレーム

### 1. 測定単位

測定単位としては個人ベースと世帯ベースとが考えられるが、本稿では、世帯単位を用いた。これは主に次の理由によっている。

- ① 生活の単位としては個人よりも世帯を用いる方が適当である。
- ② 自営業主等は、所得を家族従業者に分割配分しているが、これを個人ベースに算出することは不可能。
- ③ 税務統計を除けば、ほとんどの統計は世帯ベースのものである。

### 2. 世帯の区分

全世帯 ( $N$ ) は、世帯主の職業に順じて勤労者世帯 ( $EN$ )、自営業世帯 ( $SN$ )、農業世帯 ( $FN$ )、その他世帯 ( $ON$ ) に区分される。

$$N = EN + SN + FN + ON \quad (1)$$

### 3. 所得の概念

租税負担率および受益率の分母となる所得をどう定義するかは、最終的な結論を大きく左右する。それは単に、分母の差異によって計測結果を変化させるだけではない。後述するように、本分析で採用した計測方法においては、税額・財政支出の受益の所得階層間配賦を決定する一つの大きな要因なのである。

本稿では所得の概念として

$$Y = \text{雇用者所得} + \text{家計財産所得} + \text{個人企業所得} + \text{政府から個人への移転} + \text{間接税} - \text{経常補助金} - \text{社会保険} \cdot \text{その他雇主負担} - \text{帰属家賃} + \text{法人所得} \quad (2)$$

とした<sup>1)</sup>。ただし、租税負担分布において法人関係諸税を計測の対象外とする第1段階では、法人所得は除外する。また、総所得 ( $Y$ ) は、世帯業態別合計所得 ( $EY, SY, FY, OY$ ) を総計したものである。

1) 新SNAでは、帰属家賃は個人企業所得に含まれるが、これを控除したのは現行所得税制において課税対象とならないからである。

財政と所得再分配

$$Y = EY + SY + FY + OY \quad (3)$$

#### 4. 租税の範囲

後に財政支出による受益の所得階層別分布との統合をはかるために、租税(T)の範囲はできるかぎり広くとり、

$$T = \text{国税 (特別会計分を含む)} + \text{地方税} \quad (4)$$

とする。ただし、相続税・贈与税および所得税のうち退職所得に係る分については対象外とした。<sup>1)</sup>

### Ⅲ 計測方法

#### 1. 所得階層別世帯数および所得分布の推定

租税負担を所得階層間に配賦するうえで必要となる所得額および世帯数の所得階層別分布を次の方法で推定した。

- ① 『国民生活実態調査報告』(厚生省)から、世帯業態別の所得階層別世帯数・所得分布表を作成し、世帯業態別所得総額を求めたうえ、それをさらに所得種類別(雇用者所得、自営業者所得、農業所得、財産所得、移転所得)に配分する。この配分も『国民生活実態調査報告』によって可能である。こうして本分析で用いる所得概念に対応した推計所得額が得られる。ところが、この金額は事業所得を除いて本分析で用いる所得金額を大幅に下回っている(第1表)。
- ② 不足分を世帯業態別の所得階層別所得分布に加算する。雇用者所得は全世帯に、農業所得は農業者世帯に、それぞれの所得分布に応じて加算した。財産所得過少分は『貯蓄動向調査報告』(総務庁)を用いて、全世帯に預貯金および株式分布に応じて、移転所得過少分は『所得再分配調査』(厚生省)を用いて、全世帯に移転所得分布に応じて加算した。また、

1) これらの税目を対象からはずした主たる理由は、統計操作上、税額の所得階層別分布を計測しえないことであるが、一時的な負担であるという租税の性格上、これらを除いて計測した方が望ましいとも考えられる。

第1表 世帯業態別推計所得と世帯数

(単位：10億円, 1000世帯)

	推 計 所 得					SNA上の 所 得	過不足分
	雇 用 者 世 帯	自 営 業 世 帯	農 業 世 帯	そ の 他 世 帯	合 計		
雇 用 者 所 得	98,988.7	11,186.1	10,730.8	3,505.6	124,411.3	150,040.1	-25,628.8
個 人 企 業 所 得	3,820.2	14,572.1	1,723.6	333.4	20,449.3	15,434.8	5,014.5
農 業 所 得	112.4	211.6	3,058.0	10.1	3,392.1	3,608.8	-216.7
財 産 所 得	1,910.1	1,844.2	556.0	495.0	4,805.3	28,497.0	-23,691.7
移 転 所 得	5,842.7	1,874.4	2,224.0	4,414.8	14,355.9	33,473.2	-19,117.3
そ の 他	1,685.4	544.2	240.9	1,343.7	3,814.2		
間 接 税 - 補 助 金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18,105.7	-18,105.7
合 計	112,359.5	30,232.6	18,533.3	10,102.6	171,228.1	249,159.6	-81,745.7
世 帯 数	23,123.9	5,891.5	4,040.1	4,381.6	37,437.1		

間接税は全世帯にそれぞれの消費支出分布に応じて加算した。

- ③ こうして、全世帯について所得補完後の世帯業態別・所得階層別世帯数・所得分布が得られるが、所得補完の結果、各階層の平均所得が所得階層区分の上限を上回る事となるため、世帯数および所得額の一部を高位の所得階層に移動させた。

## 2. 帰着仮説の設定と対象税目の配賦基準

税額を世帯業態間および所得階層間に配賦するにあたっては、税目毎に帰着仮説を設定しなければならない。そのためにはまず、すべての租税を家計が直接負担する部分と、一次的に企業が負担する部分とに区分することが必要である。

家計が直接負担する部分については、税目毎に帰着仮説を設定したうえ、それぞれの帰着仮説を適切に反映すると思われる配賦基準を選択する。そして企業が一次的に負担する部分については、生産コストとみなし、生産物価格の上昇という形で家計に全額転嫁されると考え、配賦基準としては世帯の消費支出総額を用いる。

こうして、総税額 ( $T$ ) は、租税負担の帰着仮説にしたがって、「所得」 ( $Y$ ) に応じて配賦される税額 ( $TY$ , 「所得基準に係る租税」と呼ぶ)、酒、自動車関係

## 財政と所得再分配

等の「特定品目に対する消費支出額」(SC)に応じて配賦される税額(TSC, 「特定消費基準に係る租税」と呼ぶ), 実物資産や株式保有額等の「所得, 消費支出額以外の基準」(O)に応じて配賦される税額(TO, 「その他基準に係る租税」と呼ぶ), 「総消費支出額」(GC)に応じて配賦される税額(TGC, 「一般消費基準に係る租税」と呼ぶ)とに区分される。

$$T = TY + TSC + TO + TGC \quad (5)$$

第2表は配賦基準別の税目を示したものである。

### 3. 税額の世帯業態間・所得階層間への配賦 (雇用者世帯の場合)

雇用者世帯の租税負担額(ET)は,

$$\begin{aligned} ET &= ETY + ETSC + ETO + ETGC \\ &= \sum (eTY)_i + TSC \cdot \frac{ESC}{SC} + TO \cdot \frac{EO}{O} + TGC \cdot \frac{EGC}{GC} \end{aligned} \quad (6)$$

となる。ただし,  $(eTY)_i$  は所得階層別のETYである。

所得階層別租税負担額  $(eT)_i$  は,

$$\begin{aligned} (eT)_i &= (eTY)_i + (eTSC)_i + (eTO)_i + (eTGC)_i \\ &= (eTY)_i + TSC \cdot \frac{(eSC)_i}{SC} + TO \cdot \frac{(eO)_i}{O} + TGC \cdot \frac{(eGC)_i}{GC} \\ &= (eTY)_i + TSC \cdot \frac{ESC}{SC} \cdot \frac{(eSC)_i}{ESC} + TO \cdot \frac{EO}{O} \cdot \frac{(eO)_i}{EO} \\ &\quad + TGC \cdot \frac{EGC}{GC} \cdot \frac{(eGC)_i}{EGC} \end{aligned} \quad (7)$$

となり, 所得階層別租税負担率  $(et)_i$  は,

$$(et)_i = \frac{(eT)_i}{(eY)_i} \quad (8)$$

で表わされる。ここで, (7)式を(8)式に代入すると,

$$(et)_i = \frac{1}{(eY)_i} \cdot \left\{ (eTY)_i + \left( TSC \cdot \frac{ESC}{SC} \right) \cdot \frac{(eSC)_i}{ESC} \right.$$

$$+ \left( TO \cdot \frac{EO}{O} \right) \cdot \frac{(eO)_i}{EO} + \left( TGC \cdot \frac{EGC}{GC} \right) \cdot \frac{(eGC)_i}{EGC} \quad (9)$$

第2表 租税負担の配賦基準

配 賦 基 準	税 目	
	国 税	地 方 税
所 得	所 得 税	住 民 税
特 定 消 費		
酒 類 消 費 額	酒 税	
砂 糖 消 費 額	砂 糖 消 費 税	
ガ ソ リ ン 費	揮 発 油 税 地 方 道 路 税	
自 動 車 関 係 費	自 動 車 重 量 税	自 動 車 税 軽 自 動 車 税
タ ク シ ー 代	石 油 ガ ス 税	
航 空 運 賃	航 空 機 燃 料 税	
物 品 税 課 税 品 目 消 費 額	物 品 税	
教 養 娯 楽 費	ト ラ ン プ 類 税	娯 楽 施 設 利 用 税 狩 猟 者 登 録 税 入 猟 税 ・ 入 湯 税
電 車 ・ 汽 車 賃	通 行 税	
映 画 ・ ス ポ ー ツ 観 覧 料	入 場 税	
た ば こ 消 費 額	専 売 納 付 金	道 府 県 ・ 市 町 村 た ば こ 消 費 税
電 気 代	電 源 開 発 促 進 税	電 気 税
ガ ス 代		ガ ス 税
外 食 費		料 理 飲 食 等 消 費 税
自 動 車 購 入 額		自 動 車 取 得 税
そ の 他		
実 物 資 産 保 有 額	印 紙 収 入	不 動 産 取 得 税 固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 水 利 地 益 税
株 式 保 有 額	有 価 証 券 取 引 税	
一 般 消 費		
消 費 支 出 総 額	企 業 負 担 分	商 品 切 手 発 行 税 企 業 負 担 分

## 財政と所得再分配

となり、各世帯業態の所得階層別租税負担率は、

- ① 世帯業態別・所得階層別所得額  $((eY)_i)$
- ② 配賦基準別税額  $(TSC, TO, TGC)$
- ③ 配賦基準の世帯業態別ウエイト  $(ESC/SC, EO/O, EGC/GC)$
- ④ 各世帯業態内における配賦基準の所得階層別ウエイト  $((eSC)_i/ESC,$   
 $(eO)_i/EO, (eGC)_i/EGC)$
- ⑤ 所得基準に係る租税の世帯業態別・所得階層別負担額  $((eTY)_i)$

が分かれば求めることができる。

#### 4. 所得基準に係る租税負担の推計

所得税の所得階層別分布については、『税務統計から見た民間給与の実態』(国税庁)、『税務統計から見た申告所得税の実態』(国税庁)があるが、これらは世帯ではなく納税者を単位としていること、所得階層区分が異なること、『申告所得税の実態』では、非課税者が対象外となっているといった問題があり、利用は困難である。そこで本分析では、『所得再分配調査』を用いて推計を行った。

ただし、『再分配調査』に記載されている租税は、所得税、住民税、固定資産税、自動車税、軽自動車税の5税目の合計であること、さらに、『再分配調査』の所得階層区分が移転所得を含まない当初所得階層区分であることから、次の方法を採用することとした。

- ① まず、補完前所得の概念に最も近い所得額を『再分配調査』から算出し、それと租税負担との関係から世帯業態別に租税関数を推定したうえで、それを既に求めた補完前所得階層別所得に適用し、各階層の税負担額を導く。なお、世帯業態別租税関数は次の通りである。単位は、税額は円、所得は1,000円、( )内は*t*値である。

(雇用者)

$$ETAX = -72.152 + 57.78 * EINC + 0.00372 * EINC^2 + 0.000000409 * EINC^3 \quad (10)$$

(-4.22)    (5.62)                    (2.43)                    (6.69)     $\bar{R}^2 = 0.999, S = 14.761$



(自営業)

$$STAX = -151.079 + 125.4 * SINC - 0.00108 * SINC^2 + 0.0000012 * SINC^3 \quad (11)$$

(-2.96) (4.11) (-2.40) (6.82)  $\bar{R}^2 = 0.998, S = 45,943$

(農業)

$$FTAX = -26.886 + 24.22 * FINC + 0.00663 * FINC^2 \quad (12)$$

(-0.98) (2.36) (9.04)  $\bar{R}^2 = 0.991, S = 38,432$

(その他)

$$OTAX = 137.759 - 61.67 * OINC + 0.00181 * OINC^2 \quad (13)$$

(2.11) (-3.02) (16.14)  $\bar{R}^2 = 0.990, S = 110,315$

- ② ところが、こうして得られた推計税額は現実の税額を下回っているために、差額を各世帯業態、各所得階層に所得額に応じて配分加算する。
- ③ ここから別途推計した固定資産税、自動車税、軽自動車税を控除し、それを所得税（利子・配当源泉課税分を除く）、住民税とし、預貯金残高を用いて別途推計する利子・配当源泉課税分を加算した金額を所得基準に係る租税負担額と考える。第3表は、こうして推計した世帯業態別の所得基準に係る税額を示している。

第3表 所得基準に係る税額の推計

(単位：10億円)

	雇用者世帯	自営業世帯	農業世帯	その他世帯	合計
推計税額(a)	10,019.9	4,871.0	1,138.8	571.1	16,600.8
加算分(b)	2,125.7	1,033.4	241.6	121.2	3,521.8
負担合計(c)(a)+(b)	12,145.6	5,904.4	1,380.4	692.3	20,122.6
(軽)自動車税(d)	309.7	58.8	48.8	19.9	437.2
固定資産税(e)	1,279.3	604.8	285.8	310.8	2,480.8
所得税・住民税(f)(c-d-e)	10,556.5	5,240.7	1,045.8	361.6	17,204.6
利子・配当源泉分(g)	1,165.6	376.6	241.5	430.7	2,214.4
所得基準税(f+g)	11,722.1	5,617.3	1,287.3	792.3	19,419.0

## 5. その他の租税負担の推計

所得基準以外の租税については、税目毎に設定した配賦基準の所得階層別分布状況に応じて配賦することができる。配賦基準の所得階層別分布は、『全国

## 財政と所得再分配

消費実態調査報告』(総務庁)を用いた<sup>1)</sup>。しかし所得補完によって世帯数および合計所得を階層間移動させたこと、さらには『全国消費実態調査報告』と本分析の所得概念とにズレがあることから、たとえば消費支出額についていえば、『全国消費実態調査報告』と本分析において、所得累積比率と消費支出額累積比率の対応関係は同じであるとする、「累積比率読取り方法」を用いてこの問題に対処した。

具体的には、第4表のように、『全国消費実態調査報告』から各配賦基準の累積比率を所得累積比率で説明する回帰式を求めたうえ、本分析での所得補完後の所得累積比率を適用し、配賦基準の所得階層別ウエイトを算出するという方法を用いるのである。

### 6. 法人関係諸税の加算

法人税、法人住民税、事業税といった法人関係諸税加算後の世帯業態別・所得階層別租税負担分布を計測するためには、法人関係諸税の帰着仮説を設定するとともに、租税負担率の分母となる所得に、法人所得のうち個人に帰着する部分を加算する必要がある。法人所得および税額の加算は、次の取り扱いによることとした。

- ① 法人関係諸税の帰着については、株主全額負担(ケースⅠ)、消費全額負担(ケースⅡ)、1/2消費1/2株主負担(ケースⅢ)という三つのケースを想定し、株主負担分については株式保有額を基準に、消費負担分については消費支出総額を基準に法人関係諸税の加算と配賦を行う。
- ② 法人留保、株主負担の法人関係諸税は、これを株主に帰属する所得とみなし、株式保有額に応じて世帯業態間および所得階層間に配賦する<sup>2)</sup>。
- ③ 株主に帰属する所得および税額については、世帯株主に帰属する部分のみを対象とする。株式のうち世帯株主に帰属する部分は『株式分布状況調

1) 昭和45年度と52年度の計測では『家計調査年報』(総理府、現総務庁)を用いたが、58年度については、『家計調査年報』には詳細品目の消費支出額が5分位階層でしか記載されていないために、『全国消費実態調査報告』を利用した。

2) 法人留保額は『税務統計から見た法人企業の実態』(国税庁)による。

第4表 配賦基準累積比率と所得累積比率

配賦基準	世帯業態	定数	説明変数			決定係数	標準偏差
			X	X <sup>2</sup>	X <sup>3</sup>		
貯蓄残高	雇・農	-0.0198 (-0.99)	0.8632 (3.64)	-0.9184 (-1.54)	1.0335 (2.64)	0.986	0.040
	自・他	-0.0114 (-0.78)	1.4122 (9.35)	-1.8106 (-4.81)	1.3750 (5.43)	0.991	0.025
酒類消費	雇	0.0033 (4.10)	1.4980 (98.21)	-0.5720 (-14.41)	0.0734 (2.72)	0.999	0.003
	自・他	0.0045 (4.10)	0.7090 (59.43)	-0.3980 (-13.22)	0.0758 (3.76)	0.999	0.002
	農	0.0323 (6.07)	1.6360 (27.69)	-1.0110 (-6.83)	0.3470 (3.49)	0.999	0.008
砂糖消費	雇・農	0.0113 (3.47)	1.5709 (38.50)	-0.7091 (-6.68)	0.1333 (1.84)	0.999	0.007
	自・他	0.0380 (4.48)	2.0922 (22.61)	-1.6719 (-7.61)	0.5508 (3.53)	0.998	0.015
ガソリン費	雇・農	0.0051 (1.75)	1.5503 (42.45)	-0.8409 (-8.85)	0.2945 (4.55)	0.999	0.006
	自・他	0.0020 (1.40)	1.5608 (102.07)	-0.3926 (-10.17)	-0.1692 (-6.55)	0.999	0.002
自動車関係費	雇・農	0.0023 (0.98)	1.4264 (48.22)	-0.7914 (-10.29)	0.3700 (7.06)	0.999	0.005
	自・他	0.0004 (0.16)	1.4305 (47.01)	0.3002 (-3.91)	-0.1291 (-2.51)	0.999	0.005
タクシー代	雇・農	0.0098 (3.55)	1.3388 (38.68)	-0.7294 (-8.10)	0.3831 (16.25)	0.999	0.006
	自・他	0.0213 (4.10)	1.8124 (31.98)	-1.5744 (-11.00)	0.7454 (7.79)	0.999	0.009
航空運賃	雇・農	-0.0124 (-1.79)	1.3917 (34.06)	-0.3839 (-8.63)		0.998	0.016
	自・他	0.0077 (1.08)	1.4033 (17.98)	-0.7986 (-4.05)	0.3904 (2.96)	0.998	0.013
物品税課税品目	雇	0.0010 (0.64)	1.2508 (61.40)	0.5695 (-10.75)	0.3214 (8.90)	0.999	0.003
	自・他	0.0066 (1.82)	1.2318 (30.91)	0.1328 (-1.32)	0.1048 (-1.56)	0.999	0.006
	農	0.0233 (4.93)	0.8043 (15.30)	0.5343 (4.06)	0.3571 (-4.03)	0.999	0.008
教養娯楽費	雇・農	-0.0007 (-0.17)	1.2763 (26.23)	-0.5047 (-3.99)	0.2352 (2.73)	0.999	0.008
	自・他	0.0111 (1.95)	1.2931 (20.85)	-0.4333 (-2.77)	0.1308 (1.25)	0.999	0.009
電車・汽車運賃	雇・農	0.0045 (3.18)	1.0229 (139.48)	-0.0292 (-3.87)		0.999	0.003
	自・他	0.0209 (3.47)	1.8226 (27.79)	-1.5217 (-9.19)	0.6839 (6.18)	0.998	0.011
映画スポーツ観覧料	雇・農	0.0057 (2.51)	1.4762 (51.99)	0.7027 (-9.52)	0.2227 (4.43)	0.999	0.005
	自・他	0.0055 (1.78)	1.4141 (42.13)	-0.5647 (-6.66)	0.1475 (2.60)	0.999	0.005

## 財政と所得再分配

配賦基準	世帯業態	定数	説明変数			決定係数	標準偏差
			X	X <sup>2</sup>	X <sup>3</sup>		
たばこ消費額	雇	0.0164 (3.30)	2.0711 (33.30)	-1.9056 (-11.78)	0.8291 (7.52)	0.999	0.010
	自・他	0.0281 (4.28)	2.0195 (28.13)	-1.4765 (-8.15)	0.4349 (3.59)	0.998	0.012
	農	0.0390 (9.74)	1.5671 (35.28)	-0.9696 (-8.71)	0.3669 (4.90)	0.999	0.006
電気代	雇	0.0070 (3.61)	1.3967 (57.45)	-0.5500 (-8.70)	0.1510 (3.51)	0.999	0.004
	自・他	0.0172 (5.47)	1.7297 (50.35)	-0.9718 (-11.21)	0.2279 (3.93)	0.999	0.006
	農	0.0330 (5.99)	1.3290 (21.45)	-0.2459 (-1.58)	-0.1114 (-1.07)	0.999	0.009
ガス代	雇	0.0089 (3.21)	1.6600 (47.49)	-0.9612 (-10.57)	0.2987 (4.82)	0.999	0.006
	自・他	0.0214 (5.12)	1.9790 (43.45)	-1.4840 (-12.91)	0.4872 (6.33)	0.999	0.007
	農	0.0321 (5.85)	1.5500 (25.40)	-0.8245 (-5.39)	0.2478 (2.41)	0.999	0.009
外食費	雇	0.0012 (2.24)	1.3280 (196.48)	-0.4045 (-23.01)	0.0767 (6.40)	0.999	0.001
	自・他	0.0020 (1.37)	1.3007 (82.15)	-0.2203 (-5.51)	-0.0814 (-3.05)	0.999	0.003
	農	-0.0084 (-2.22)	1.0575 (25.09)	0.2304 (2.18)	-0.2792 (-3.93)	0.999	0.006
自動車購入額	雇	-0.0024 (-0.62)	1.2640 (25.85)	-0.9390 (-7.38)	0.6840 (7.89)	0.999	0.008
	自・他	-0.0032 (-0.39)	1.0790 (25.55)	-0.0678 (-1.46)		0.997	0.017
	農	0.0040 (0.55)	0.7812 (9.61)	0.6111 (3.00)	-0.4010 (-2.93)	0.998	0.012
実物資産保有額	雇・農	0.0052 (4.09)	0.9993 (472.62)			0.999	0.003
	自・他	0.0110 (2.72)	1.4580 (33.79)	-0.6976 (-6.52)	0.2347 (3.25)	0.999	0.007
株式保有額	雇・農	-0.0154 (-1.10)	0.7473 (4.48)	-1.4530 (-3.47)	1.7100 (6.20)	0.993	0.028
	自・他	0.0024 (0.17)	0.8583 (5.87)	-1.2103 (-3.32)	1.3133 (5.36)	0.991	0.024
消費支出総額	雇	0.0044 (3.15)	1.2866 (72.79)	-0.3990 (-8.68)	0.1116 (3.56)	0.999	0.003
	自・他	0.0127 (5.09)	1.5685 (57.44)	-0.7670 (-11.13)	0.1885 (4.09)	0.999	0.004
	農	-0.0143 (-7.11)	1.2688 (102.91)	-0.2504 (-19.34)		0.999	0.004

注) 1. ( )内はt値  
2. Xは世帯所得累積比率

査』(全国証券取引所)から求めることができる。

なお、第5表は法人関係諸税加算後の帰着仮説別に見た対象税額および対象所得を示したものである。また本分析では、法人所得加算後においても、加算前所得による階層区分を用い、所得階層別加算前所得および租税負担分布に、法人所得および法人関係諸税をそのまま加算する方法をとった。

第5表 法人関係諸税帰着仮説別対象所得・税額

	対象金額	世帯株主 比率調整後 対象金額	株主全額負担	消費者 全額負担	株主 1/2 消費 1/2
法人所得金額					
留保	$Y_1$	$Y_4 = \alpha Y_1$	$Y_4 + Y_5 + Y_6$	$Y_4$	$Y_1 + (Y_5 + Y_6)/2$
法人税	$Y_2$	$Y_5 = \alpha Y_2$			
法人住民税	$Y_3$	$Y_6 = \alpha Y_3$			
法人関係諸税	$\left\{ \begin{array}{l} T_1 \text{ 個人} \\ T_2 \text{ 法人} \end{array} \right.$	$\left\{ \begin{array}{l} T_1 \text{ 個人} \\ T_3 = \alpha T_2 \text{ 法人} \end{array} \right.$			株主 $(T_1 + T_3)/2$
法人税			$T_1 + T_3$	$T_1 + T_2$	
法人住民税					
事業税	$\left\{ \begin{array}{l} \text{個人 } T_1 \\ \text{法人} \end{array} \right.$	個人 $T_1$			消費 $(T_1 + T_2)/2$

(注)  $\alpha$ は世帯株主調整比率である。

## IV 計測結果

### 1. 全世界帯の所得階層別租税負担

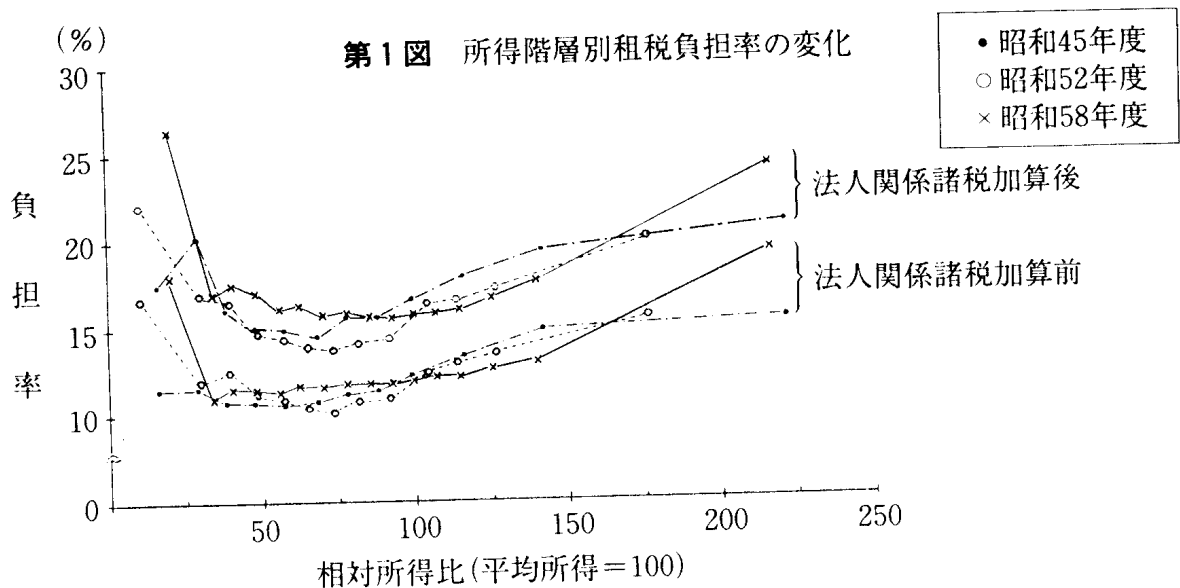
#### (1) 所得階層別租税負担率の変化

世帯業態別の租税負担率を見る前に、過去に行った昭和45年度と52年度の計測結果が、58年度にどのように変化しているかを、第1図によって見てみよう。

昭和45年度から52年度にかけて顕著になったU字型の負担率パターンは、58年度になると、平均所得よりも低位の所得階層での負担率の上昇と、平均所得

1) 年度間の比較を行うために、それぞれの年度について全世界帯の平均所得(昭和45年度1,914千円, 52年度4,558千円, 58年度6,744千円)を100とした相対所得比率を横軸にとっている。

## 財政と所得再分配



注) 法人関係諸税加算はケースⅢ (1/2 消費 1/2 株主) による。

から平均所得の150%の階層での負担率の低下とによって、U字型の尖度は小さくなっている。つまり、中所得階層において租税負担率のフラット化が生じたのである。

このU字型パターンの特徴の変化の要因は、配賦基準別租税負担率の変化を見ることによって検討できるが、昭和45年度から52年度にかけてのU字型の強化については、すでに、

- ① 所得基準に係る租税の累進性の強化、
- ② 平均所得の50%よりも高位の所得水準における、特定消費基準に係る租税負担率の低下、
- ③ 固定資産税の負担増を原因とした、その他基準に係る租税の低所得水準における負担率の上昇と逆進性の強化、
- ④ 昭和48年度の特別土地保有税、50年度の事業所税の創設とによる、逆進的構造を持つ一般消費基準に係る租税のウエイトの上昇と逆進性の強化、

が原因であることを明らかにした。しかし昭和58年度になると、

- ① 所得税減税が見送られてきたことにより、所得基準に係る租税の負担率の上昇が、とくに平均所得の50~100%の階層で顕著であったこと、

② 一般消費基準に係る租税の負担率が平均所得よりも高位の所得階層において低下したこと、

とによって、U字型の尖度は小さくなる結果となった。ただ、最低所得階層については、消費の高度化による特定消費基準に係る租税負担の増大によって、負担率が上昇している。

### (2) ジャック係数による租税負担構造の数量化

以上の分析からでは、所得階層別に見た租税負担分布のパターンがどの方向に、またどの程度変化したかを明らかにすることはできない。そこで、税制の累進度（逆進度）を表わす一つの指標であるジャック係数を用いてこの点を検討してみよう。ジャック係数というのは、所得累積比率と租税負担累積比率のローレンツ曲線を描き、それと対角線とによってはさまれた部分の面積の大きさを表わしたものであり、この値が正であれば累進的な負担構造を表わし、この値が大きくなればなるほど累進度が強まることを示している。

第6表は、ジャック係数を法人関係諸税を除く税収総額について、さらにそれを配賦基準別に算出したものである。あわせて配賦基準別税収構成比を示した。法人関係諸税を除く税収総額のジャック係数は0.077から0.085、0.104へと年度を追うにつれて上昇しており、累進度が強化されたことを示している。先の所得階層別負担率の計測結果とあわせて考えると、低所得階層での逆進度の強化が、高位所得階層での累進性の強化によって相殺され、さらに全体として累進度が強まっているのである。

第6表 配賦基準別に見たジャック係数と税収構成比

	昭和45年度		昭和52年度		昭和58年度	
	ジャック係数	構成比	ジャック係数	構成比	ジャック係数	構成比
税収総額	0.077	100.0%	0.085	100.0%	0.104	100.0%
所得基準に係る税	0.274	42.1	0.266	46.2	0.302	51.8
特定消費基準に係る税	-0.109	24.5	-0.114	20.2	-0.155	17.5
その他基準に係る税	-0.055	7.6	-0.043	9.2	-0.014	8.9
一般消費基準に係る税	-0.032	25.8	-0.047	24.4	-0.111	21.9

## 財政と所得再分配

全体のジャック係数の変化の要因は、これを配賦基準別に見ることによって検討することができる。明らかになった点は次の通りである。

- ① 所得基準に係る租税のジャック係数は、昭和45年度から52年度にかけて、0.274から0.266へと若干低下し、累進度は弱くなってはいるものの、58年度には0.302へと再び上昇し、しかもそのウエイトは42.1%、46.2%、51.8%へと増大している。このことは、税制全体の累進度を強化する方向に作用する。
- ② 特定消費基準および一般消費基準に係る租税のジャック係数はいずれもマイナスの値をとり、逆進的な租税負担分布であることを示し、しかも年度を追うにつれて逆進度は強化されている。しかし、この税制全体の逆進度強化の要因は、これら両基準に係る租税の税収ウエイトの低下によって幾分相殺されている。
- ③ その他基準に係る租税のジャック係数はマイナスの値をとり、やはり逆進的な負担分布であることを示しているが、年度を追うにつれて逆進度は弱まり、しかも税収ウエイトはほとんど変化していない。このことは、税制全体の累進度強化につながる。

## 2. 世帯業態別に見た租税負担分布

### (1) 世帯業態別租税負担

世帯業態別の租税負担のウエイトおよび平均負担率が第7表に示されている。表には比較を行うために、世帯数および所得額（法人関係所得加算前と加算後）の世帯業態別ウエイトをあわせて示している。

租税負担の世帯業態別ウエイトを見ると、雇用者世帯は、合計および配賦基準別ともに、世帯数および所得額のウエイトに比べて負担ウエイトが小さくなっている。他方、世帯、所得のウエイトに比べて負担ウエイトが大きいのは自営業である。とりわけ所得基準に係る租税のウエイトが大きく出ているが、これは、自営業世帯の租税負担が低いという一般的な感覚とは異なった結果であ

1) 法人関係諸税の加算は、ケースⅢ（1/2消費1/2株主負担）による。



第7表 世帯業態別に見た租税負担（昭和58年度）

		雇 用 者	自 営 業	農 業	そ の 他	合 計
世帯数		23,123.9	5,891.5	4,040.1	4,381.6	37,437.1
	構成比	61.77	15.74	10.79	11.70	100.00
所得額(加算前)		161,364	41,664	28,540	20,903	252,471
	構成比	63.91	16.50	11.30	8.28	100.00
所得額(加算後)		165,542	42,689	29,482	23,348	261,061
	構成比	63.41	16.35	11.29	8.94	100.00
所得基準		11,728	5,617	1,295	792	19,432
	構成比	60.35	28.91	6.66	4.08	100.00
特定消費基準		3,873	894	1,153	623	6,543
	構成比	59.19	13.66	17.62	9.52	100.00
その他基準		1,706	783	381	450	3,320
	構成比	51.39	23.58	11.48	13.55	100.00
一般消費基準		4,859	1,239	1,208	884	8,189
	構成比	59.33	15.13	14.75	10.79	100.00
法人関係諸税		7,374	1,672	1,701	2,448	13,195
	構成比	55.88	12.67	12.89	18.55	100.00
合 計		29,539	10,205	5,738	5,197	50,679
	構成比	58.29	20.14	11.32	10.26	100.00
負担率 (%)	所得基準	7.27	13.48	4.54	3.79	7.70
	特定消費基準	2.40	2.15	4.04	2.98	2.59
	その他基準	1.06	1.88	1.33	2.15	1.32
	一般消費基準	3.01	2.97	4.23	4.23	3.24
	法人関係諸税	4.45	3.92	5.77	10.49	5.05
	合 計	17.84	23.91	19.46	22.26	19.41

- 注) 1. 単位は1,000世帯, 10億円, %である。  
 2. 法人関係諸税および法人所得加算はケースⅢによる。  
 3. 法人関係諸税および合計の負担率の分母は加算後所得である。

る。農業世帯の特徴は、所得ウエイトが11.30%であるのに対して、所得基準に係る租税のウエイトが6.66%と低いことである。その他世帯については、その大部分が無業者であり、所得に占める社会保障移転の割合が大きいために、

## 財政と所得再分配

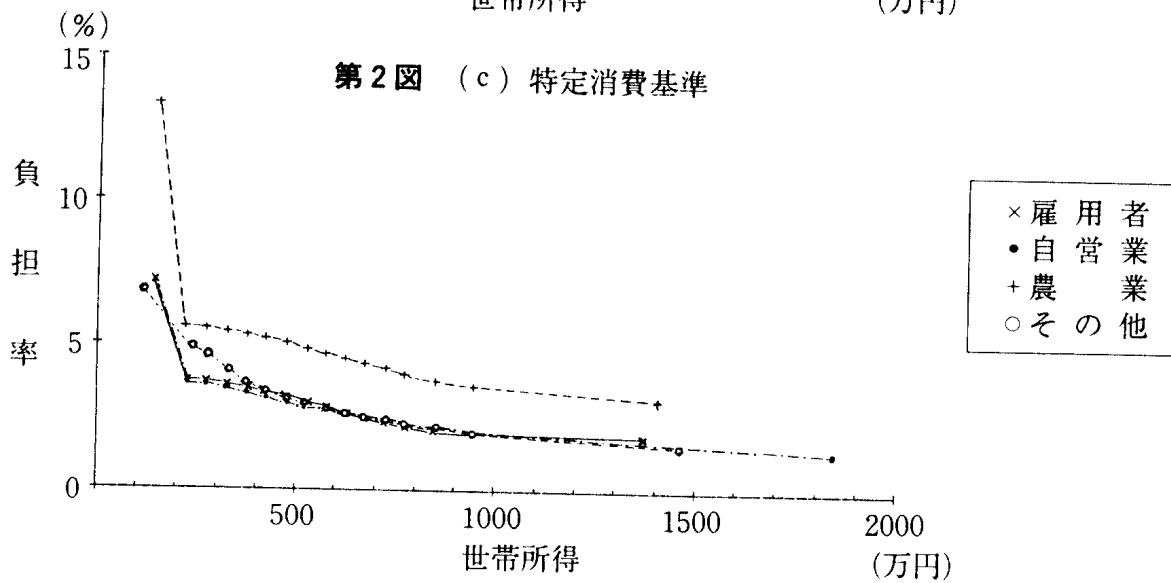
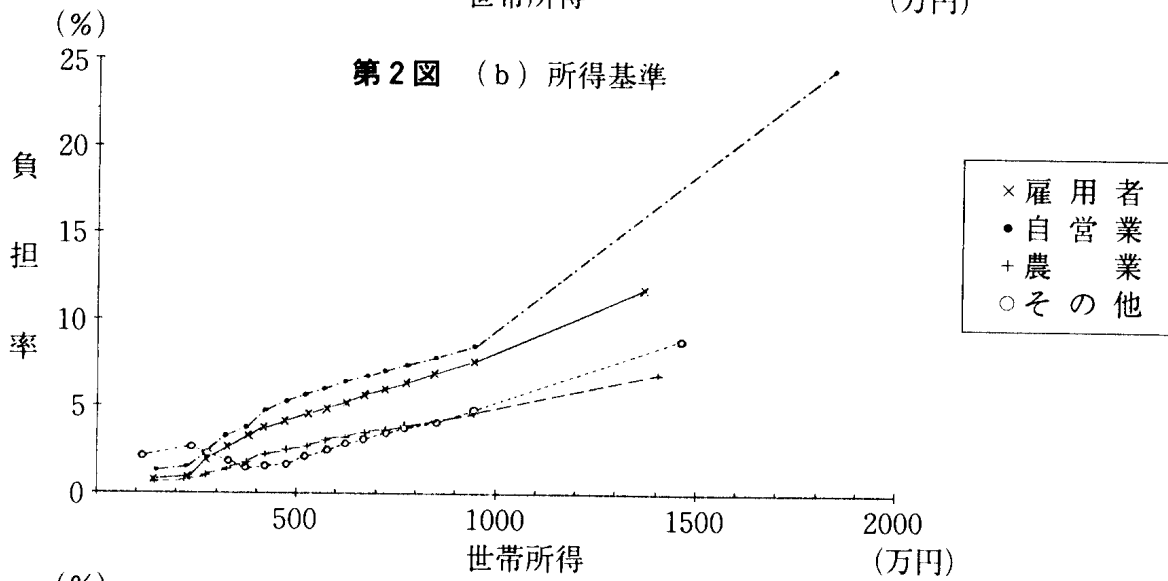
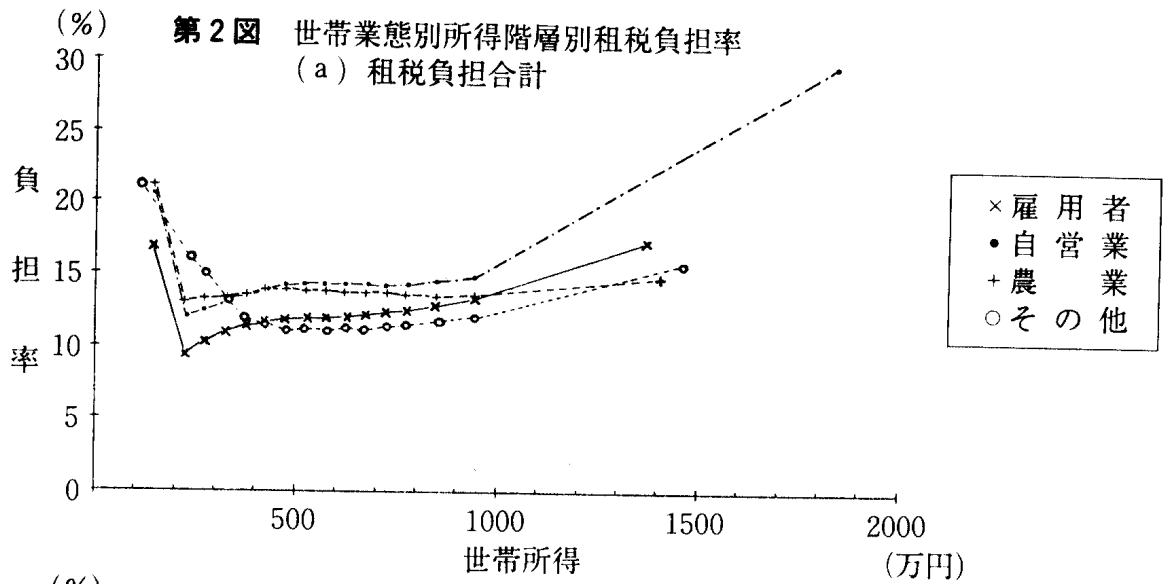
所得基準に係る租税のウエイトは小さくなっている。しかし、高齢者で実物資産や預貯金保有額が多いために、その他基準に係る租税、および半分を株式保有額で配賦した法人関係諸税のウエイトが大きくなっている。

次に、租税負担率を世帯業態別に見ると、租税負担率全体では雇用者世帯の負担率が最も低くなっている。これは、所得基準に係る租税の負担率は自営業世帯に次いで高いものの、持ち家比率が低いこと、株式の平均保有額が少ないことなどによって、全体の負担率が低く出ているのである。自営業世帯は、所得基準以外の租税負担率は低いものの、所得基準税の負担率が高いために、全体の負担率は23.91%と高くなっている。農業世帯については、消費生活水準の高さを反映して、特定消費基準および一般消費基準に係る租税の負担率が高く、これが所得基準に係る租税負担率の低さを相殺し、全体の負担率は、ほぼ全世帯平均の19.46%となっている。その他世帯については、所得基準および特定消費基準の租税負担率が低いにもかかわらず、法人関係諸税およびその他基準に係る租税の負担率の高さが、全体の負担率を押し上げている。

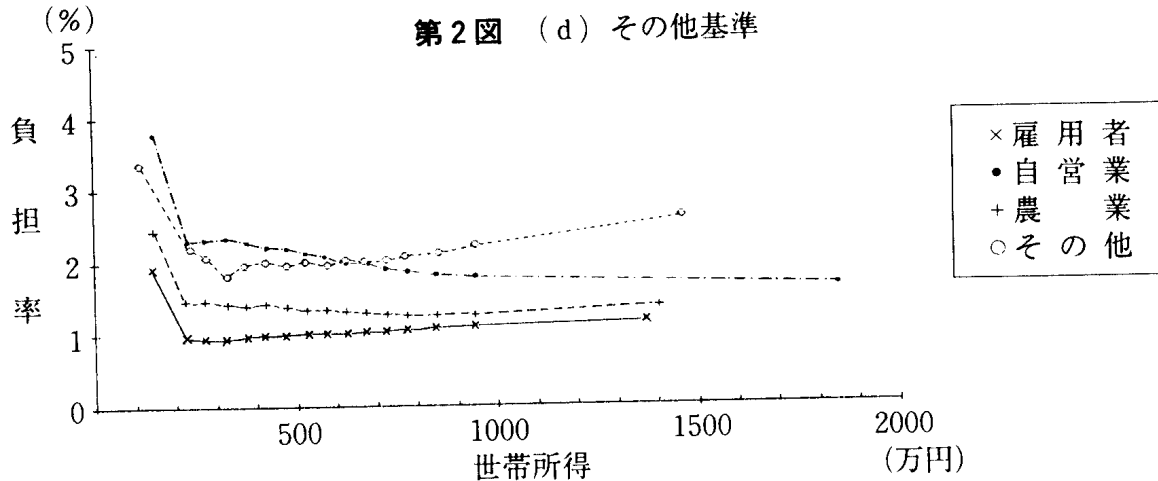
### (2) 所得階層別に見た租税負担分布

以上のように、租税負担の状況をマクロでとらえた場合には、とりわけ累進税率構造をとる所得基準に係る租税については、世帯業態別の負担率の差が所得水準の差によるものなのか、あるいは徴税上の取扱いといった平均所得水準の差以外の要因によるものなのかが明らかではない。そこで、配賦基準別租税負担の状況を世帯業態別・所得階層別に、第2図(a～d)によって見てみよう。

法人関係諸税加算前の租税負担合計の場合には、雇用者、自営業、農業の三つの世帯グループは、第2所得階層以後は累進あるいは比例に近い累進となっているのに対して、その他世帯は極めて顕著なU字型分布を示している。その他世帯のU字型パターンは、比較的低い所得階層には無業者世帯が分布し、高い所得階層には自由業や法人経営者などが分布しているためと推測される。このような世帯分布の特徴は所得基準およびその他基準に係る租税の負担構造に影響を及ぼす。



## 財政と所得再分配



租税負担の水平的公平という観点から、所得階層別分析がとくに重要な意味を持つのは所得基準に係る租税である。これを見ることによって、先のマクロでの負担率の相違の内容をさらに詳細に示すことができる。まず第1に、自営業のマクロ負担率を押し上げていた要因の一つは、最高所得階層における平均所得水準がとび抜けて高いことである。累進税率構造を持つ所得基準に係る租税においては、このことは自営業世帯の平均負担率を押し上げる。しかし第2に、その他世帯の第1、第2所得階層を除けば、すべての所得階層を通じて、負担率が他の三つの世帯グループよりも高くなっている。

「所得税において自営業は雇用者に比べて優遇されている」という一般的な認識と違った結果が出たことについては、次のように解釈することができる。

- ① 本分析では所得の概念として「調整総所得」(adjusted gross income)に近いものを用いている。したがって、同一所得水準の場合には、給与所得控除の存在によって、雇用者世帯の所得基準に係る税負担は自営業世帯に比べて小さくなる。たとえば、『国税庁統計年報書』(国税庁)によれば、所得概念として調整総所得を用いた場合、昭和58年の夫婦子供2人世帯の所得税負担率は、500万円の所得では、給与所得者5.6%、事業所得者13.2%、1,000万円では、給与所得者11.3%、事業所得者20.4%となり、事業所得者の所得税負担率は給与所得者の約2倍になっている。

- ② したがって本分析で得られた結果は、自営業世帯の所得基準に係る租税の負担が雇用者世帯の負担を幾分上回る程度にまで低められていると解釈すべきかもしれない。両世帯グループの負担率が接近した第1の理由は、本分析が世帯単位の計測だということである。各世帯グループの所得は、複数の種類から構成されており、自営業世帯についても事業所得とほぼ同額の雇用者所得が存在する。この所得には給与所得控除が適用され、①の『国税庁統計年報書』による両世帯グループ間の租税負担率格差を縮小する。第2の理由は、「クロヨン」あるいは「トゴサン」と呼ばれる所得捕捉率の差である。「自家用自動車購入費や飲食費を経費でおとす」といったことが現実であるとするなら、本分析で推計された自営業世帯の所得基準税の負担額は、所得捕捉率の低さを織り込んだものとなっている。負担率の分母となる所得は100%捕捉された場合の所得であるから、税額の算出における所得捕捉率の低さは、①の租税負担率格差を縮小する。
- ③ 租税負担率を世帯業態間で比較する場合、給与所得控除が経費控除としての一面を持つことから、とくに雇用者世帯については、所得概念として給与所得控除後の所得を用いるべきだとする考えがあるかもしれない。かりに給与所得控除後所得を所得概念とするなら、第2図(b)の雇用者世帯の負担率線は左にシフトすることになる。しかしこのときには、自営業世帯の雇用者所得分についても同様の扱いをする必要が生じ、負担率線は左にシフトする。したがって、負担率の格差が縮小することはあっても、少なくとも雇用者世帯の負担率が自営業世帯のそれを大きく上回ることはない。しかも、給与所得控除が平均的な経費実額を上回っていることは一般に認められているところであり、所得概念として給与所得控除を全額除外することには問題があろう。
- ④ 以上の点を総合して考えるなら、世帯単位の計測を行うかぎり、自営業世帯の所得基準に係る租税の負担は、一般に認識されている程には軽くないのである。

## 財政と所得再分配

農業世帯の所得基準税の負担率は、全所得階層を通じて雇用者世帯および自営業世帯に比べて低くなっている。これは、現物所得などによって、税額算出の際の所得捕捉率が低くなっていることに原因があると思われる。その他世帯の所得基準に係る租税については、第1および第2所得階層において、株式および預貯金保有額が多いことによって利子配当に係る所得基準税が重くなっているものの、所得の内容として移転所得のウエイトが高いことから全体的に負担率は低くなっている。

特定消費基準および一般消費基準に係る租税については、雇用者、自営業、その他の三世帯グループにおいて、形状、水準ともにほぼ似かよった構造であるのに対して、農業世帯は、消費生活水準の高さがほとんどすべての所得階層におよび、その結果、負担率も高くなっている。その他基準に係る租税については、負担率の形状にはそれほど大きな相違はなく、全体的に負担率線を平行移動させた形をとっている。ただ、その他世帯が、比較的顕著なU字型パターンを示しているのは、低所得階層における無業者の分布、高所得階層における自由業や法人経営者の分布という世帯分布の特徴を反映したものと考えられる。

## V 結 び

過去に行った租税負担の所得階層別分布を、今回はさらに世帯業態別の要素を加えて計測を行った。そのため、計測技術上の制約がさらに拡大したことは否定できない。しかも、世帯業態を区分したとしても、計測結果は依然として各世帯グループ内での平均値であることには変わりがない。しかしながら、次のようないくつかの重要な点を指摘することができた。

- ① 世帯グループによって、租税負担の水準および負担分布の構造は異なっている。
- ② 平均負担率は自営業世帯において最も高く、雇用者世帯が最低の水準である。

- ③ 世帯単位で、しかも所得概念として本分析のものをを用いた場合には、所得税および住民税から成る所得基準に係る租税の負担については、雇用者世帯と自営業世帯との間にはそれほど大きな差は存在せず、一般に認識されているような、自営業の有利な扱いは見られない。
- ④ 農業世帯については、税額算出の際の所得捕捉率が低いことによって、所得基準に係る税負担率が低くなっている。しかしこの負担率の低さは、間接税の負担の高さによって相殺され、グループ全体としての負担率は雇用者世帯を上回っている。
- ⑤ その他世帯については、低所得階層の負担率が高くなっており、全体としての負担率も自営業世帯に次いで高くなっている。
- ⑥ 法人関係諸税加算前の租税負担合計の所得階層別分布は、最低所得階層の高い負担率によってU字型のパターンを示しつつ、中所得階層ではかなりフラットな負担構造となっている。
- ⑦ これは、所得税の名目上の累進構造が、税額算出上の所得の取扱いによってかなり弱められていること、間接税において、酒・たばこ等の銘柄による差別税率の設定や物品税のように、公正な負担配分への配慮がなされているにもかかわらず、現実には逆進的な負担構造になっていること、に主たる原因がある。

#### <資料>

- 自治省『地方財政統計年報』昭和60年版
- 総務庁統計局『全国消費実態調査報告』昭和59年
- 農林水産省統計情報部『農家経済調査報告』昭和58年度
- 農林水産省統計情報部『農家生計費統計』昭和59年
- 経済企画庁『国民経済計算年報』昭和61年版
- 厚生省大臣官房統計情報部『国民生活実態調査報告』昭和59年
- 総務庁統計局『貯蓄動向調査報告』昭和58年
- 国税庁官房総務課『国税庁統計年報書』昭和60年版

財政と所得再分配

全国証券取引所協議会『株式分布状況調査』昭和59年  
運輸省運輸政策局情報管理部『陸運統計要覧』昭和58年  
電気事業連合会統計委員会『電気事業便覧』昭和59年度  
通商産業省資源エネルギー庁『ガス事業統計年報』昭和58年